仙台市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 施設・事業所名 |  |
| 施設・事業所類型 | 認定こども園 |
| 法人名及び設置者名 |  |

**令和　　年度 　副園長・教頭配置加算適用申請書（１号認定子ども用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 次の内容について，記載すること。（①及び②に該当する場合に適用） | | (いずれかに〇) |
|  | 園長(施設長)以外の教員として，副園長又は教頭を配置している。  副園長氏名  教頭氏名 | 該当 ・ 非該当 |
|  | 次のａからｄまでの要件をすべて満たす。  □ａ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっている。（裏面参照）  □ｂ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けている。（裏面参照）  □ｃ 当該施設に常時勤務する者である。  □ｄ（園長が専任でない場合のみ）  　　　幼保連携型認定こども園設備運営基準第５条第３項の表備考第４号に規定する園長が専任でない場合に１名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第５条第３項に規定する教員に該当しないこと。 | 該当 ・ 非該当 |

**※　記載にあたっての留意点**

① 副園長又は教頭が学級担任など教育・保育への従事をしていても対象になります。

　　　②　ｂについて，幼稚園教諭免許状を有さない場合も含みます。

　　 ※　加算要件に該当しなくなった場合は，加算の適用はなくなります。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　第14条（抜粋）

　４ 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

　５ 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

　　この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を

　　代理し、又は行う。

　６ 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、

　　園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下

　　同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）

　　をつかさどる。

　７ 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故がある

　　ときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副

　　園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらか

　　じめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

　学校教育法　第27条（抜粋）

　　５　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

　　６　教頭は、園長(副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び

　　　必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（抜粋）

　第13条　国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を

　　　　含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方

　　　　公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の

　　　　運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連

　　　　携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営

　　　　する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認める

　　　　ものを園長として任命し、又は採用することができる。

　第14条　前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

　学校教育法施行規則

　第20条 　校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当する

　　　　ものとする。

　　１　教育職員免許法 （昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状

　　（高等学校及び中等教育学校の校長にあっては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下

　　「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

　　　　（以下略）

　　２　教育に関する職に十年以上あつたこと

　第21条 　私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に

　　　　関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長

　　　　として採用することができる。

　第22条 　国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に

　　　　必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と

　　　　同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

　第23条 　前三条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。